

看護職の夜勤負担軽減に関するアンケート調査報告

(公社) 長野県看護協会 社会経済福祉委員会

1. 調査目的

2012年日本看護協会より「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」が示された。

そこで日本看護協会が実施した「2012年 病院における看護職員需給状況調査」中の「夜勤負担軽減策の取り組み状況」と同じ調査を行い、ガイドラインの普及促進を図るとともに、長時間夜勤軽減のためのヒントを得るために、長時間夜勤軽減を実施している勤務シフトについてアンケート調査を行った。

2. 調査方法

1) 調査対象

長野県のホームページに公開されている長野県病院名簿（平成23年度10月1日現在）に掲載されている129病院の看護部長・総看護師長

2) 調査用紙を各施設に郵送配布・郵送回収した。

3) 調査期間 2013年6月15日～7月10日

4) 調査表の回収 84件（回収率65.1%）

3. 調査結果

<図1 看護職の夜勤負担軽減に関する調査結果>参照

・看護職員の夜勤負担軽減策について「1. 既に負担軽減策を実施している」と回答した病院が7割以上に上ったのは、

長野県	全国
⑤連続勤務日数の制限（76.2%）	③月の夜勤回数の上限設定（76.6%）
⑥夜勤中の休憩時間の確保（82.1%）	④連続の夜勤回数の制限（71.3%）
	⑤連続勤務日数の制限（78.7%）
	⑥夜勤中の休憩時間の確保（84.8%）
	⑧a1回夜勤後の休息の確保（75.1%）
	⑧b2回連続夜勤後の休息の確保（75.1%）

一方、「1. 既に負担軽減策を実施している」で5割を切っているのは

長野県	全国
⑧b2回連続夜勤後の休息の確保（44.0%）	⑨前後に夜勤のない土日休（48.1%）
⑨前後に夜勤のない土日休（40.5%）	⑩正循環の交代周期の確保（39.9%）
⑩正循環の交代周期の確保（27.0%）	⑪交代制勤務者の早出勤開始時刻の配慮（46.0%）

院内で定めた時間や回数の具体的な基準・目安がガイドライン基準に適合している割合が最も高い項目

長野県	全国
⑥夜勤中の休憩時間の確保（72.6%）	⑥夜勤中の休憩時間の確保（61.6%）

一方、ガイドライン基準に適合している割合が低かった項目

長野県	全国
⑧b2回連続夜勤後の休息の確保（11.9%）	⑧b2回連続夜勤後の休息の確保（6.7%）

<図2 長時間夜勤軽減シフト工夫例>参照

4例の工夫例があった。

図1 看護職の夜勤負担軽減に関する調査結果(長野県看護協会)

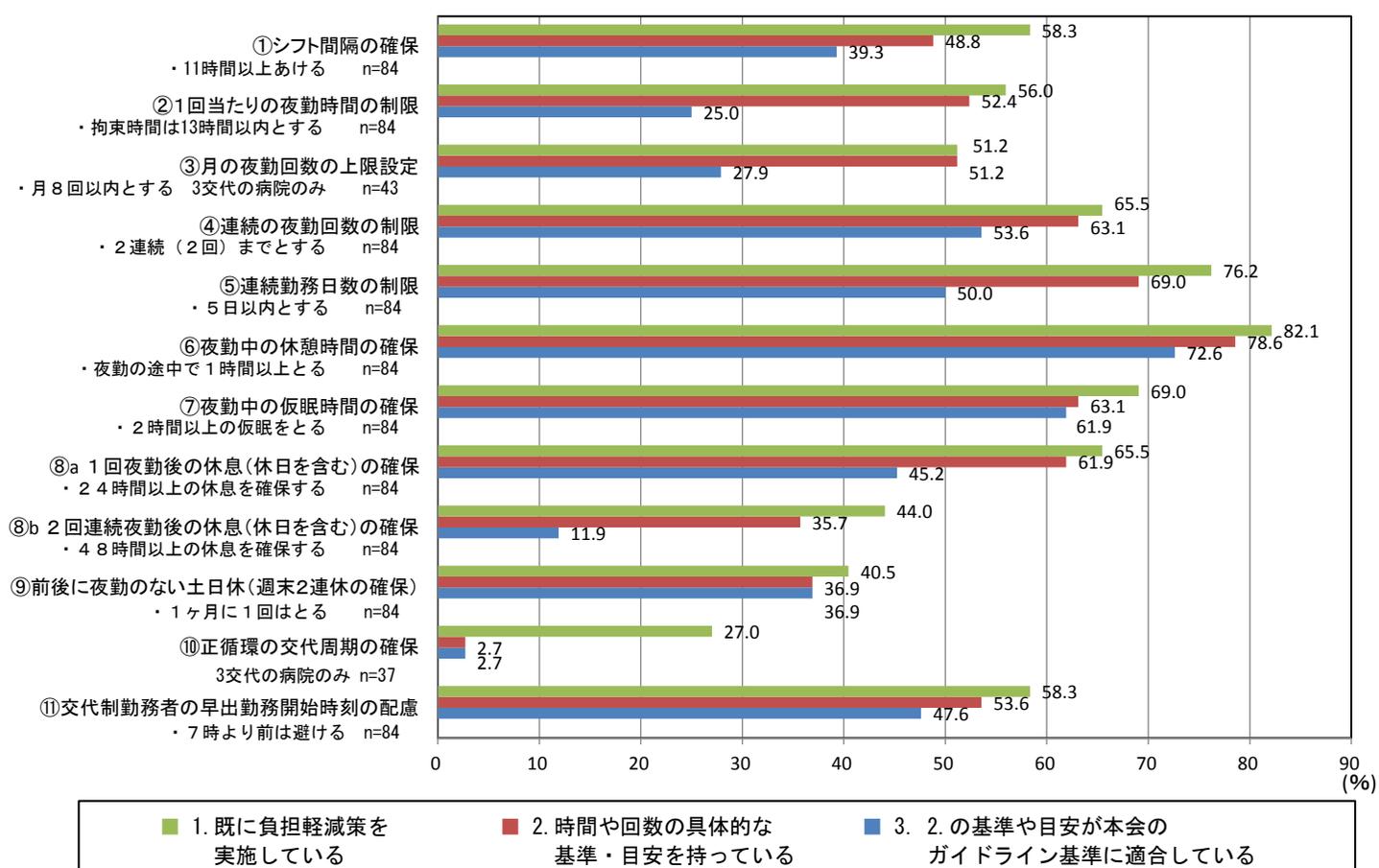


図 2 勤務シフト工夫例

時刻	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	
1	日勤(8:30~17:15)																								
	ロング日勤(8:30~21:00)																								
												夜勤(19:30~9:30)													

時刻	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	
2	日勤(8:15~17:35)																								
	遅番(9:10~18:30)																								
												夜勤(17:00~9:00)													

時刻	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	
3	日勤(8:30~17:15)																								
	長日勤(8:30~19:45)																								
												夜勤(19:00~9:00)													

時刻	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	
4	日勤(8:30~17:15)																								
	中勤(10:00~19:00)																								
												夜勤(17:00~9:00)													